

社債権者集会決議認可公告

2025年8月28日

社債権者 各位

トナミホールディングス株式会社
取締役 経営管理グループ担当
佐藤 公昭

2025年8月5日(火)午前10時開催のトナミホールディングス株式会社第7回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISINコード:JP362940AKA2)(以下「本社債」といいます。)の社債権者集会における下記決議について、同年8月25日付で、裁判所の認可決定(富山地方裁判所高岡支部令和7年(ヒ)第5号社債権者集会決議認可申立事件に係る富山地方裁判所高岡支部令和7年8月25日付決定)がありましたので、会社法第735条の規定により公告いたします。

記

目的事項:本社債の社債要項の一部を変更する件

議案の内容:本社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
6. 償還金額 各社債の金額100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 各社債の金額100円につき金 <u>100.432787</u> 円
9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2029年10月18</u> 日(以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月18</u> 日(以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2020年4月18</u> 日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各18日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2020年4月18</u> 日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各18日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年4月19日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

以上